

第 3833 号

2024 年 7 月 29 日号

令和 6 年 7 月 18 日刷了

発行 エヌピー通信社

〒104-0031 東京都中央区京橋1-14-9 4階

☎03(6263)2093℡ <https://www.np-net.co.jp/>

納 税 通 信

経営者のための財務・税務の総合情報紙

1948年1月創刊・毎週月曜日発行（昭和23年5月27日第三種郵便物認可）

HEADLINES

民間なら給与課税！

手当の不正受給、隊員食堂での無銭飲食

2

札幌不服審に税理士が嘆願書

「存在意義が問われている」

3

海運3社、トン数標準税制を誤適用

60億円申告漏れ、追徴12億円

4

顧問税理士は見た！

“律義道”を貫いた山内一豊

5

不動産投資の選択肢

注目度高まる「軍用地」

12

札幌不服審に税理士が嘆願書

札幌国税局に不当な課税を迫られたとして損害賠償を求めている複数事業者の顧問税理士が7月5日、札幌国税不服審判所に、「審判官の職権によりきちんと事実関係の調査確認をしていただきたい」などと訴える嘆願書を提出した。国税当局の調査を「明らかに足りていない部分がある」と断じている。

嘆願書を提出したのは税理士法人 Impact (名古屋市中区)の大箸直彦税理士。審判官に適切な事実確認を求めたうえで、「そのために審理期間が長期化するのはやむを得ない」と覚悟を示し、「納税者の正当な権利利益の救済と税務行政の適正な運営」という審判所の使命を踏まえ、正義の理念と公正中立な立場により、きちんとした「税務行政部内の最終判断」を下して頂きたいと願っており「と結んでいる。大箸氏が顧問税理士を務めた事業者は、当局が2種類の追徴税額を書面で示し、税理士を排除し

「存在意義が問われている」



なければ高い方の税額になると脅されると税理士の排除を求められたという。「2種類の税額」には9500万円もの差があったとされる。当該事業者は、前任の税理士が担当していた時期に、課税逃れのために所得を過少に申告している。その点について大箸氏は「原処分庁の調査により発覚して以降、審査請求人は猛省し、全ての事実を明らかにして、原処分庁による申告所得の把握に協力してまいりま

した」と事業者の姿勢を擁護したうえで、「そうであったにもかかわらず、原処分庁は、証拠資料等の検討を十分に行わず、事件の全容を把握しようとはせずに、

一方的な更正処分を行いました」「当初申告が不正だったからと言って、原処分庁自らが、適正な所得把握を放棄して、何をやっても良いわけではありません」と国税当局の姿勢を糾弾している。不服審判所にはさらに、「本審査請求案件につきましては、権利救済機関としての『国税不服審判

所の存在意義が問われている」と考えています」と訴えかけている。

